阿部　哲雄　岩本　與
大久保擴喜　山崎　竹照
従六位に叙する（各通）
石倉　延壽　伊藤　清一
知念　實　仲村　正一
正七位に叙する（各通）
上田　充生
従七位に叙する（以上一月十一日）
（神戸市外国語大学名誉教授）
正四位に叙する
（東京大学名誉教授）
北澤　廣
従四位に叙する（以上一月十二日）
（東京工業大学名誉教授）
近藤美喜夫
（香川大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
正六位に叙する（以上一月十三日）
長田　夏樹
西川　精一
中村　哲朗
和氣　善澄
須藤　敏昭
宮兼　隆雄
石塚　光男
従六位に叙する
正七位に叙する（以上一月十四日）
小田島弘美
崎田　三男
正六位に叙する
結城　藤夫
正七位に叙する（以上一月十五日）
○叙勲
前林　太三
旭日双光章を授ける
渡邉　住廣
旭日単光章を授ける（以上一月七日）
井上　良水
橋本　廣彦
旭日双光章を授ける（各通）
伊良皆高英
山本　忠雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月八日）
栗本　周三
海老原　好
堀川　敏幸
長島　忠榮
旭日単光章を授ける（各通）（一月九日）
大塚　雄司
旭日大綬章を授ける
土屋　晃
坂本　正誠
藤井多三郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月十日）
（静岡大学名誉教授）
池田　純溢
瑞宝中綬章を授ける
佐藤　幸男
瑞宝小綬章を授ける
小林　與一
伊波　盛雄　河端　常治
鶴　増次郎
島田　俊夫　反田　一成
元山　綱好
徳田　智　松山　友二
吉本　聖
山崎　隆康
瑞宝双光章を授ける（各通）
永山　道春
上野　一男　佐藤　繁司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月七日）
日吉　修藏
枝川　慶一　下村　貢
瑞宝小綬章を授ける（各通）
金子　榮吉
尾坂　博國　門　与祐
田口　知彦
柴田　文夫　高屋　弘明
沼澤　正
土屋　萬雄　戸高　彌
牧田吉二郎
保科　榮一　堀田　成雄
横山　哲
三宅　誠八　宮崎　好則
渡邉　雄一
瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　浩
上野　義次　奥出　良三
星野太一郎
鈴木　裕　古崎　祺郎
水田　裕
本郷　昌吉　前田吉五郎
若林　弘一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月八日）
足立穎一郎
瑞宝中綬章を授ける
林　茂
岩田　武
瑞宝小綬章を授ける（各通）
上　ミツヲ
東　頼之　金子　幸好
木村　康得
神岡　正清　川畑　柳義
清水　士郎
河野　稔　齋藤　暢男
白井　正弘
（栗原市公立学校長）
高橋　憲夫
武藤　守康　本柳昭二郎
安留　寛藏
（佐賀県警視）
吉原　裕隆
渡辺　正
渡邊　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）
北原　咲子
梅本　學　北竹　勉
（山梨県甲府地区広域行政事務
組合消防司令）
阪野　晴夫
佐藤　次男　高島　弘久
西　勇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月九日）
天羽　至成
永井　昭雄
岡村　宏一
林　哲男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
江藤　正興
伊藤　正嘉
河野　博雅
黒澤　晃　小林　秀夫
佐川長太郎
佐藤　和夫　山上清一郎
関口　瑞紀
傳田　培人　外崎　勉
西尾　敏一
西本　拓雄　宮崎　孝二
宮部　隆夫
山口　芳政　山本　要
吉川　禎司
瑞宝双光章を授ける（各通）
大柳　好夫
石渡　辰夫
佐伯　秋夫
平田　善弘
高橋千代吉
松井　一
松本　繁幸
森本　純夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十日）
中山　和彦
（筑波大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
南　重夫
瑞宝小綬章を授ける
山崎　竹照　山本　正男
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　哲雄　近藤美喜夫　知念　實
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十一日）
（東京大学名誉教授）
西川　精一
瑞宝小綬章を授ける
吉野　昭夫
瑞宝双光章を授ける（以上一月十二日）
（東京工業大学名誉教授）
中村　哲朗
（香川大学名誉教授）
和氣　善澄
瑞宝小綬章を授ける（各通）（一月十三日）
石塚　光男　須藤　敏昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
辰野　喜一
瑞宝単光章を授ける（以上一月十四日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、二月十二日午後五時二十四分御出門、開催二十周年に当たり、世界らん展日本大賞二〇一〇を御覧のため、東京ドーム（文京区）へ行啓、同六時三十二分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、二月十六日リトアニア国の国祭日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年2月17日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	仙台市宮城野区苦竹二丁目209番4から同市宮城野区日の出町一丁目1番25までの上下線

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年二月二日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年二月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	東京都葛飾区新宿六丁目地籍図 葛飾区新宿六丁目地区調査簿

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
東武鉄道株式会社	足立区梅田八丁目地区地図 足立区梅田八丁目地区調査簿